

神戸市告示第534号

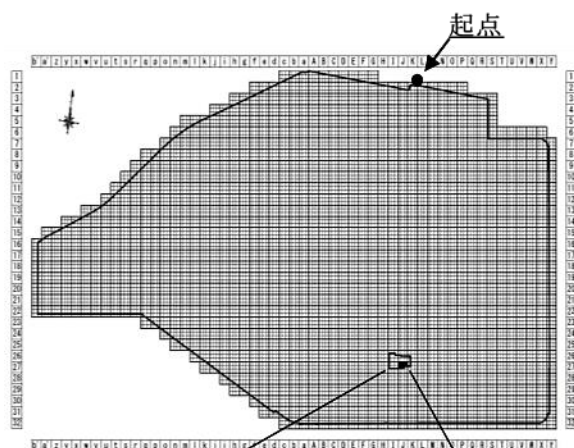
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和6年1月16日

神戸市長 久元喜造

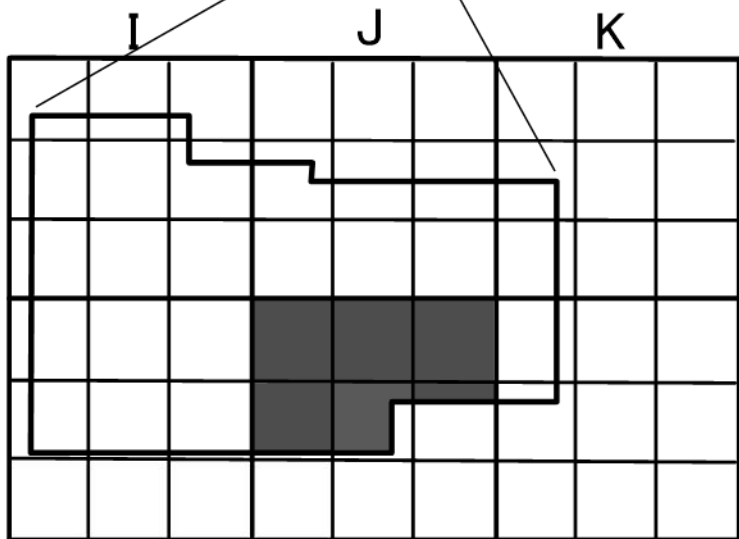
- 1 指定する区域  
灘区灘浜東町10番1の一部  
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物

別図



<起点>  
起点は、神戸市灘区灘浜東町2番の最北端とする。

<格子の回転角度>  
 $81^{\circ} 58' 31''$   
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。



<凡例>

- : 起点
- : 敷地境界線
- : 形質変更時要届出区域

10m区画図